

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、釜の越地区共同施行が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（貯水池新設事業）釜の越地区）を行うことについて平成19年5月23日認可した。

平成19年6月1日

香川県知事 真鍋武紀